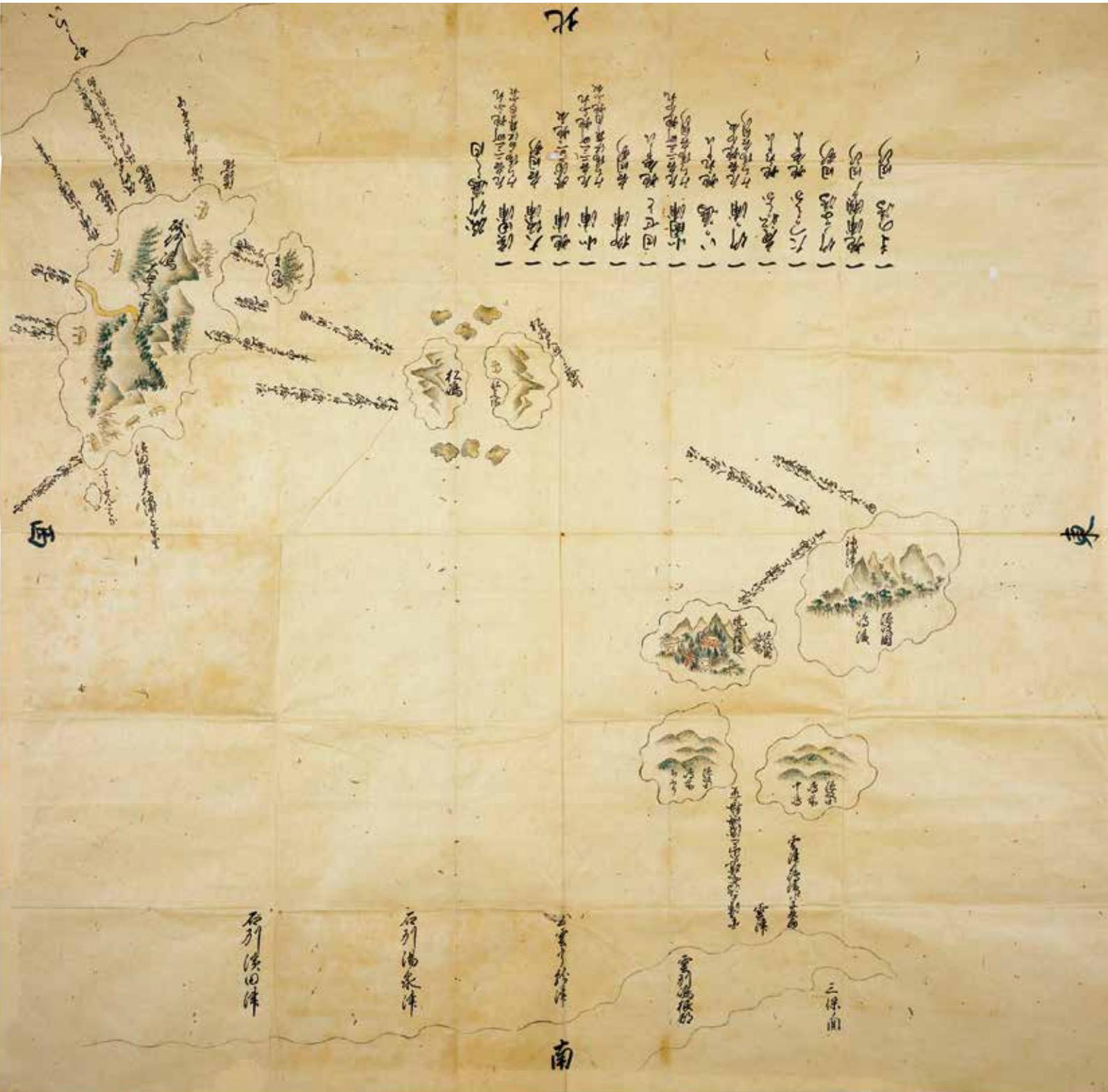


竹島

～日本の領土であることを学ぶ～



▲[小谷伊兵衛より差出候竹嶋之繪図] (鳥取県立博物館蔵)

1696(元禄9)年、江戸幕府の求めに応じて鳥取藩から提出された絵図です。島根半島から隠岐諸島、松嶋(現在の竹島)、そして、磯竹嶋とも呼ばれた竹嶋(現在の鬱陵島)の位置関係が正しく描かれています。また、松嶋には「船すへ場」の記述と小屋の絵が見られます。

—— 昭和初期の竹島 ——



「竹島での漁獵」
ぎよりょう

隠岐の漁民により、アシカ獵、アワビ・ワカメ漁などが盛んに行われていました。



「竹島ノ図」(南を上にした図)

昭和初期に竹島で漁獵をした隠岐の漁民の一人、故八幡伊三郎さんが描いた地図です。竹島の様子がくわしく描かれています。

日本の領土なのに

—— 竹島問題の解決のために ——

竹島問題の解決のためには、こくみん よろん けいはつ国民世論の啓発が必要です。
島根県は、竹島問題の調査研究、県民等への啓発活動、学校における竹島に関する学習の充実などに取り組んでいます。

2月22日は

竹島は、歴史的事実
明らかに我が国固有



「竹島問題の早期解決を求める東京集会」
(平成28年11月9日)



「広告塔」
(浜田合同庁舎)
県内11か所に
広告施設を設置



「『竹島の日を定める条例』の可決、成立」
(平成17年3月16日 島根県議会本会議)



「中学校での竹島に関する学習」
平成21年度から、県内のすべての小・中・高・特別支援学校で竹島に関する学習が始まりました。



「『竹島の日』記念式典」
(平成29年2月22日)

—— 竹島問題とは ——

竹島問題は、1952(昭和27)年1月18日、韓国のイ・スンマン(李承晩)大統領が公海上に一方的に線を引き、竹島を取り込んだことに始まります。

韓国は竹島の領有を主張し、後に竹島を占拠しました。現在も韓国の不法占拠は続いています。

竹島問題は、日本の主権の問題です。



(昭和27年1月26日付け 島根新聞)



「島根県が建てた日本の領土であることを示す標柱」
(昭和28年6月27日)

行けない島「竹島」

「竹島の日」です

に照らしても、国際法上も
の領土です。

「竹島で日本の巡視船が韓国側から発砲されたことを伝える新聞記事」
(昭和28年7月14日付け 山陰新報)



—— 現在の竹島 ——



(写真提供: AFP=時事)

「東島の様子」

韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国が竹島に対して行うどのような措置も、それによって領土権が生じるものではありません。



(写真提供: AFP=時事)

昔の竹島と日本との関わり

島根県告示



国土地理院発表
の現在の緯度経度
北緯 37度14分
東経131度52分



隠岐の人たちによる竹島でのアシカ
猟の様子です。(1935年)



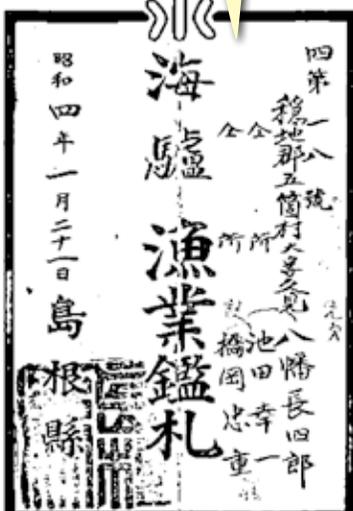
漁獵を行った隠岐の人たちです。雇われた
朝鮮人の海女も写っています。(一九三五年)
【下の収支決算書参照】

江戸時代初め、日本人が幕府の許可を得て鬱陵島で林業や漁獵を行い、その行き帰りに現在の竹島で漁獵を行っていました。1661（寛文元）年以降、現在の竹島についても幕府の許可を得て漁獵が行われました。

明治30年代になると、日本人によるアシカ猟やアワビ・ワカメ漁が現在の竹島で本格的に行われるようになりました。日本各地から竹島に漁獵に来るようになり、アシカの絶滅を心配した隠岐の中井養三郎は、竹島でのアシカ猟を許可制にするため、竹島を日本の領土とすることを政府に願い出しました。政府は、これまでこの国も竹島を自国の領土だとしていないこと、日本人しか実際に漁獵を行っていないことを確認し、1905（明治38）年1月、竹島の領土編入を閣議決定しました。これを受けて、**島根県は同年2月22日、竹島が島根県隠岐の管轄になったことを正式に告示しました。**（左資料）以後、竹島での漁獵は県の許可制となり、30数年続けられました。

韓国は、日本の竹島領土編入を「侵略（韓国併合）の第一歩」だと主張していますが、現在の竹島が韓国の領土であったことはなく、日本人による漁獵が長く行われてきたことから、日本が竹島を領土編入したことが「侵略の第一歩」などではないことは明らかです。

島根県が発行したアシカ
（海驢）猟の許可証です。



1935(昭和10)年 春(5月20日~7月10日) 収支決算書〔契約30頭、境港渡し1頭140円〕

収入の部		現在価値換算	
アシカ捕獲	29頭	4,060円	2,030万円
干しアワビ		800円	400万円
計		4,860円	2,430万円
支出の部			
発動機諸経費		800円	400万円
人件費(漁夫)	13人	1,300円	650万円
海女	4人	600円	300万円
雑費		500円	250万円
米代		180円	90万円
小型船	3隻	250円	125万円
利益金		1,230円	615万円
計		4,860円	2,430万円

県から許可をもらった橋岡・池田・八幡
さんの漁獵の決算書です。当時の一円を
現在の五千円として計算しました。(小学
校教員の初任給の比較換算による)

領土問題の発生

サンフランシスコ平和条約〔1951(昭和26)年9月8日調印、1952(昭和27)年4月28日発効〕

第二条 (a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、^{さいしゅうとう きよぶんとう}濟州島、^{うつりょうとう}巨文島、^{うつりょうとう}鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。



〔写真提供：共同通信社〕

戦後の日本の領土を決めた平和条約では、朝鮮、台湾など日本から分離する領土を規定する方法がとられました。

韓国はこの条約を準備していたアメリカに「日本が放棄する島に竹島を加えてほしい。」と願い出ました。

これに対してアメリカは、「竹島は、1905(明治38)年ごろから島根県隠岐支庁の管轄下にあり、これまで朝鮮領土として扱われたことはなく、領土主張がなされたとも思わない。」(ラスク書簡)と回答し、韓国の要求を拒否しました。こうして、竹島が日本領土であることが平和条約上も確認されました。



なのに、なぜ韓国が占拠しているのか？

サンフランシスコ平和条約の効力が発生する3か月前の1952(昭和27)年1月18日、韓国の李承晩大統領は、突然「李承晩ライン」(海洋主権宣言)を宣言して竹島をライン内に取り込みました。これが竹島問題の始まりです。

日本政府は直ちに抗議し、島根県は竹島に標柱を建てました。しかし、韓国は日本の巡視船に発砲するなどして、竹島を占拠しました。韓国は以後、竹島に灯台を設置し、海洋警察隊を置いて監視を始めました。また、1965(昭和40)年、日韓漁業協定が結ばれて「李承晩ライン」が消滅した後もヘリポートや警察隊員の宿舍、埠頭を建設するなどして今日まで不法占拠を続けています。

- ・ マッカーサーライン…日本が漁業できる範囲を示し、一時的に日本は竹島に近づけなくなりました。
- ・ 李承晩ライン…ライン内に竹島を取り込んでいます。

終戦直後の竹島の扱い

第2次世界大戦終了後、^{れんごうこくぐんさいこう しれいかんそう しれいぶ}連合軍最高司令官総司令部 (GHQ) は指令を発し、一時的に竹島を日本の行政権が及ばない範囲にしました。さらに、GHQの指令によって「マッカーサーライン」が引かれ、竹島周辺12海里に日本漁船は近づけなくなりました(制限水域はその後周辺3海里まで縮小)。しかし、これらの指令は日本の領土を決めたものではなく、竹島を韓国の領土としたものでもありませんでした。

ですから、1952(昭和27)年4月28日の「サンフランシスコ平和条約」発効で日本が主権を回復するよりも早くGHQは「マッカーサーライン」を廃止し、そして「サンフランシスコ平和条約」で竹島は日本の領土であることが最終的に確定したのです。

しかし、韓国はGHQの二つの指令を根拠に竹島の領有を主張し、「李承晩ライン」宣言やその後の不法占拠を行いました。そしてこの後、竹島は日本による侵略の最初の犠牲となった地であると韓国は主張するようになりました。この主張は韓国人の心をとらえ、竹島問題の解決を難しくさせています。

主権が侵害されていることにより起こっている問題

1 竹島やその周辺 12海里に行けない

韓国は警備隊員などを置いて占拠を続け、一方的に灯台、宿舍、埠頭などを建設し、定期船を運航して観光客を上陸させるなど、不法占拠を進めています。日本政府はこれらに抗議を続けています。



〔写真提供：聯合=共同〕



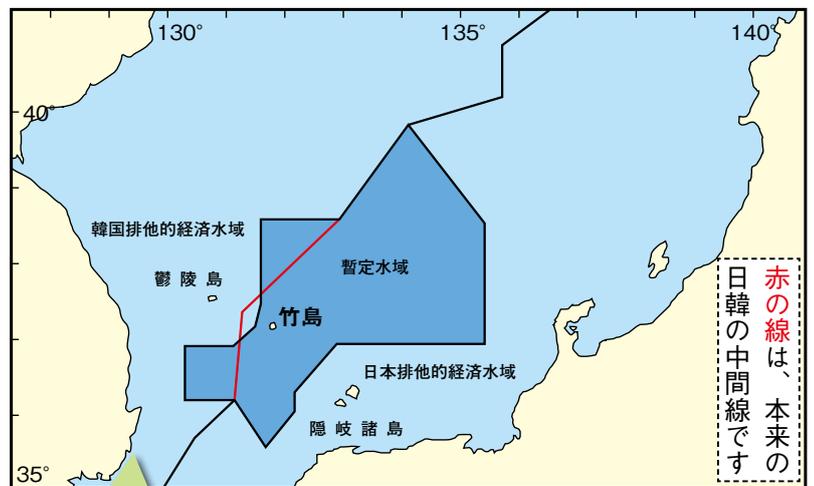
〔写真提供：聯合=共同〕



〔写真提供：EPA=時事〕

2 漁業が自由にできない

竹島問題が未解決のため、日韓どちらのものとも決めない「暫定水域」をつくって漁業を行っています。本来、日韓の排他的経済水域の境界線は、竹島（日本）と鬱陵島（韓国）の間に引かれるべきです。



赤の線は、本来の日韓の中間線です

日本の排他的経済水域内で押収された韓国漁船の漁具です。



暫定水域内は共同管理と定められていますが、日本の漁船はほとんど漁ができません。この海域では韓国漁船の乱獲によって魚介類がととも少なくなっています。

3 海洋資源の権利の行使ができない

2006(平成18)年、海上保安庁が竹島周辺で海洋調査を行おうとしましたが、韓国はこれを実力で阻止するため、警備艦艇を非常配備しました。この時は、話し合いで衝突が回避されましたが、その後、韓国は一方的に「総合海洋科学基地」の建設を計画し、海洋資源調査をしようとしています。



(平成18年4月23日付け
山陰中央新報)

「国連海洋法条約」により、各国は排他的経済水域 200 海里の水産資源・海底資源に権利をもつと同時に、資源保護や海洋汚染防止に責任をもつことになりました。日本と韓国では、竹島問題が未解決のため、排他的経済水域の境界線を引くことができません。そこで、1999(平成11)年に発効した新しい日韓漁業協定では、どちらのものとも決めない「暫定水域」を設定することで合意し、現在に至っています。この海域は、暖流と寒流がぶつかる潮目があり、堆もあってとても豊かな漁場です。

「暫定水域」は、日韓が共同管理することになっていますが、日韓の漁業規制が違うことや、韓国漁船が約束を守らないため、事実上日本の漁船が撤退し、一部を除いて日本漁船が漁を行えない現状です。また、竹島周辺 12 海里には日本漁船は近づけません。近年、日本海西部に石油や天然ガスなどの海底資源があることがわかってきています。海洋資源を確保する面からも竹島の領土としての重要性が高まっています。

平和的に解決するために

国の動き

<内閣官房>

領土・主権をめぐる国内啓発の強化を図るため、全国の教育委員会指導主事等を対象とした「領土・主権に関する教員等セミナー」の開催や竹島関連資料を紹介する「竹島資料ポータルサイト」を公開しました。

<外務省>

「竹島問題 10 のポイント」の発行や日本の領土をめぐる情勢について、国際社会への情報発信を強化しました。(ホームページ上で12カ国語による情報発信)

<文部科学省>

2014(平成26)年1月、領土に関する教育をより一層充実させるため、中学校と高等学校の学習指導要領解説を一部改訂しました。

国際司法裁判所 (ICJ)



(写真所蔵：竹島資料室)

国と国の間の問題を平和的に解決する方法として、国際司法裁判所 (ICJ、所在地はオランダのハーグ) での裁判に委ねるという方法があります。しかし、国際司法裁判所が裁判を行うためには、両国が提訴に合意しなければなりません。韓国による竹島の不法占拠に対し日本政府は、1954(昭和29)年、1962(昭和37)年及び2012(平成24)年の3回、竹島問題を国際司法裁判所に提訴することを提案しましたが、韓国は「日韓に領土問題は存在しない」としてこれを拒否し、現在に至っています。

1953(昭和28)年、イギリスとフランスがイギリス海峡のマンキエ・エクレオ諸島をめぐる争った裁判では、イギリスがこの島々に直接行政権を行使していた事実が決め手になり、イギリスが勝訴しました。

島根県の動き

<竹島の日を定める条例>

1905(明治38)年の島根県告示からちょうど100年目の2005(平成17)年、島根県議会は、竹島の領土権の早期確立を目指し、2月22日を「竹島の日」と決めました。島根県は、条例の趣旨に沿って、様々な取り組みを推進しています。

<国への要望>

竹島問題は日韓両国の外交努力によって平和的に解決すべきものです。このため、県では県議会とともに竹島の領土権の早期確立や学校教育における竹島に関する学習の充実など国に対して強く訴えています。

<調査研究>

県内外の専門家を構成員として竹島問題研究会を設置し、客観的な研究を行っています。その研究成果は、啓発に活かされています。

<国民・県民への啓発活動>

「竹島の日」記念式典の開催や2007(平成19)年に設置した竹島資料室での展示など広報啓発に取り組んでいます。

<竹島に関する学習の推進>

独自に作成した副教材DVDや竹島学習リーフレット等を活用して、すべての公立小・中・高・特別支援学校において竹島に関する学習を行っています。

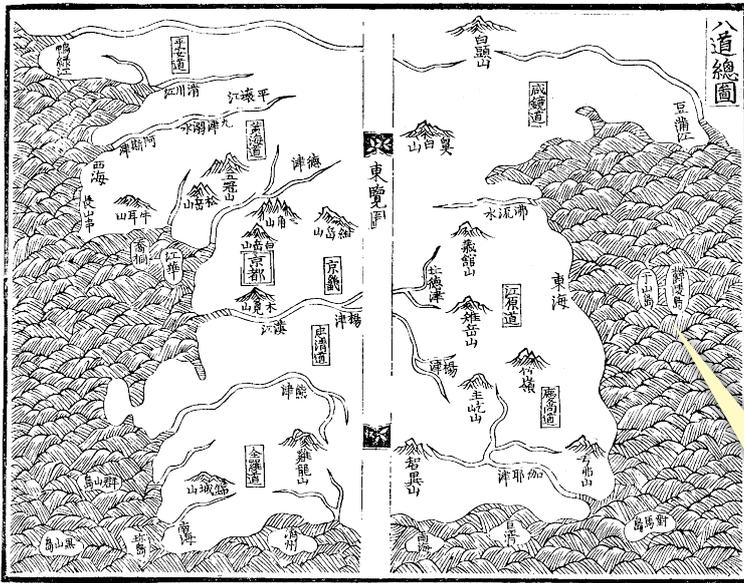


2010(平成22)年度から「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールを行っています。(写真は、第7回「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクール表彰式)



竹島問題研究会報告書や独自に作成した啓発用DVD、パンフレットなどにより啓発に努めています。

日本と韓国の真の友好関係を築くために、歴史的事実や国際法に基づいた竹島問題の解決が重要です。平和的解決のために自分たちができることを考えましょう。



「新增東国輿地勝覽」所収『八道総図』（1530年）
 韓国で描かれた古地図です。韓国は、鬱陵島の西側に描かれている「于山島」を現在の竹島（韓国名・独島）であると主張しています。

〔竹島関連年表〕

■1603(慶長 8)年	徳川家康が江戸幕府を開く
■1618(元和 4)年	幕府は、鬱陵島への渡海について米子の大谷・村川両家に限り認める※1625(寛永2)年の説もある
■1661(寛文元)年	大谷・村川両家が幕府の許可を受けて現在の竹島でも漁猟を始める
■1693(元禄 6)年	大谷家の船頭たちが、鬱陵島で魚をしていた安龍福ほか1名を連れ帰る
■1696(元禄 9)年	幕府は、鳥取藩に鬱陵島への渡海禁止令を出す(現在の竹島はその対象外)
■1903(明治36)年	隠岐の中井養三郎が現在の竹島周辺でアシカ猟を始める
■1904(明治37)年	中井養三郎がリャンコ島(現・竹島)の領土編入と貸し下げを政府に願ひ出る
■1905(明治38)年	閣議で「竹島」と命名、島根県隠岐島司の所管と決定(1月28日) 島根県知事が「竹島」の名称と所管を告示(2月22日)
■1910(明治43)年	韓国併合
■1945(昭和20)年	第2次世界大戦終了
■1948(昭和23)年	大韓民国(韓国)成立
■1951(昭和26)年	韓国がアメリカに平和条約で竹島を韓国領とするよう要求、アメリカは拒否 サンフランシスコ平和条約調印
■1952(昭和27)年	韓国は、李承晩ライン宣言により竹島の領有を主張(1月18日) サンフランシスコ平和条約が発効(4月28日)
■1953(昭和28)年	島根県が竹島に領土標識(木柱)を建てる
■1954(昭和29)年	韓国が竹島に武装要員を派遣して実力による占拠を開始 日本政府、「竹島領有権問題」について、韓国政府に国際司法裁判所に付託することを提案(1回目) 韓国政府、日本政府の提案を拒否
■1962(昭和37)年	日本、日韓外相会談等の場で、再び国際司法裁判所への付託を韓国に提案(2回目) 韓国は拒否
■1965(昭和40)年	日韓基本関係条約・日韓漁業協定調印、李承晩ラインは消滅
■1987(昭和62)年	竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議設立
■1999(平成11)年	新日韓漁業協定発効、両国で共同管理する暫定水域を設定
■2005(平成17)年	島根県竹島・北方領土問題教育者会議設置 島根県議会本会議で「竹島の日を定める条例」を可決 島根県竹島問題研究会設置(1期:H17.6~H19.3/2期:H21.10~H24.3/3期:H24.10~H27.6)
■2007(平成19)年	竹島資料室開設 Web竹島問題研究所設置
■2008(平成20)年	文部科学省中学校学習指導要領解説に竹島の指導について記載
■2009(平成21)年	島根県内の小中学校で、副教材DVDを使った竹島に関する学習が始まる
■2012(平成24)年	韓国李明博大統領が歴代大統領として初めて竹島に上陸(8月10日) 日本政府、韓国政府に竹島問題について国際司法裁判所に合意付託することを提案(3回目) 韓国政府、日本政府の提案に応じられない旨を回答
■2013(平成25)年	ふるさと読本「もっと知りたいしまねの歴史」配布 内閣官房に竹島を含む領土問題を所管する領土・主権対策企画調整室設置 島根県「竹島対策室」設置
■2014(平成26)年	文部科学省中学校・高等学校学習指導要領解説の一部が改訂され、竹島を含む領土に関する教育が充実 第3期竹島問題研究会「竹島問題100問100答」発刊

問合せ 竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議 〒690-0033 松江市大庭町1751-13(島根青少年館内)
 TEL(0852)21-2818/FAX(0852)21-2730
 島根県総務部総務課竹島対策室 〒690-8501 松江市殿町1番地
 TEL(0852)22-6766/FAX(0852)22-5911
 発行：2017(平成29)年6月